

医薬監麻発 0114 第 6 号
令和 7 年 1 月 14 日

各都道府県薬務衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

第一種大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き
及び質疑応答について

令和 7 年 3 月 1 日、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）第 2 条及び第 4 条の施行により、これまで繊維又は種子の採取に目的が限定されていた大麻草栽培について、大麻草から製造される製品の原材料又は医薬品の原料を採取する目的に拡大されることとなります。

大麻草から製造される製品の原材料を採取する第一種大麻草採取栽培者については、目的の拡大に当たり、各種義務規定のほか、大麻草の種子の輸入、大麻草の加工等に係る規定が新設されたことから、今般、下記のものを作成いたしました。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言です。

記

- 1 第一種大麻草採取栽培者免許証等の様式について
別添 1 のとおり、
 - ・第一種大麻草採取栽培者免許証【様式（1）】
 - ・大麻持出し許可書【様式（2）】
 - ・第一種大麻草採取栽培者名簿【様式（3）】

を作成したので、免許事務の運用に当たり、参考にして差し支えない。

2 大麻取扱いの手引き（第一種大麻草採取栽培者向け）について

別添2のとおり、「大麻取扱いの手引き（第一種大麻草採取栽培者向け）」（当該手引きに添付の別記様式1から10までを含む。）を策定したことから、免許申請者、第一種大麻草採取栽培者等に対する指導の際の参考にして差し支えない。

また、各都道府県の条例等に即した手引きを別途作成しても差し支えない。

3 第一種大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答について

別添3のとおり、「2 大麻取扱いの手引き（第一種大麻草採取栽培者向け）」に対応する質疑応答を作成したことから、免許事務の運用に当たり、参考にして差し支えない。

以 上

第 一 号

第一種大麻草採取栽培者免許証

住 所 〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地。 〕

氏 名 〔 法人又は団体にあつては、その名称。 〕

生年月日 〔 法人又は団体を除く。 〕

大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により免許を受けた第一種大麻草採取栽培者であることを証明する。

令和 年 月 日

都道府県知事

有効期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

許 可 事 項

栽 培 地

栽培地の 番号	位置	面積(アール)	
栽培地の数	箇所	栽培面積合計 (アール)	
業務上大麻 を取り扱う 事務所の位置			
備考			

大麻持出し許可書

第 号

第一種大麻草採取栽培者
住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつ} \\ \text{ては、主たる事務所の} \\ \text{所在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人又は団体にあつ} \\ \text{ては、その名称} \end{array} \right]$

令和 年 月 日付けで申請のあった大麻持出しを、大麻草の栽培の規制に関する法律第11条の規定により、申請のとおり許可する。

令和 年 月 日

都道府県知事

大麻取扱いの手引き（第一種大麻草採取栽培者向け）
（令和7年3月版）

はじめに

1. 令和5年12月に成立した「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）」が令和6年12月12日及び令和7年3月1日の2段階に分けて施行されます（1段階目は施行済み）。これにより、大麻草の栽培に関する規制が大きく変わりますのでご注意ください。

この手引きにおいては、以下のように用語を略称します。

- ・ 「旧法」とは、改正法第1条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律」をいいます(令和6年12月12日施行済み)。
- ・ 「法」とは、改正法第2条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律」をいいます(令和7年3月1日施行)。
- ・ 「麻向法」とは、改正法第4条による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法」をいいます。
- ・ 「省令」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令第1条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」をいいます。
- ・ 「麻向法施行規則」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令第2条による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法施行規則」をいいます。

2. 改正法では、以下のように経過措置がとられています。

法の施行の際（令和7年3月1日）に現に免許を受けている旧法の大麻草採取栽培者については、その免許の有効期間内（令和6年12月31日までに免許を受けた方は令和8年12月31日まで。令和7年1月1日から2月28日までに免許を受けた方は令和9年12月31日まで。）は、法施行後もそのまま旧法の大麻草採取栽培者として扱われます。

3. 第一種大麻草採取栽培者について

法の施行により、大麻草採取栽培者が第一種大麻草採取栽培者と第二種大麻草採取栽培者に区分されます。

大麻草採取栽培者と第一種大麻草採取栽培者では、栽培目的や各規制が異なりますので、ご注意ください。大麻草採取栽培者と第一種大麻草採取栽培者の違いは以下のとおりです。第一種大麻草採取栽培者の規制についての詳細は、この手引きの各項目をご確認ください。

(1) 栽培目的

大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者
種子又は繊維を採取する目的	大麻草から製造される製品（大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の製品）の原材料を採取する目的

(2) 栽培することのできる大麻草の種類

大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者
制限はない。	大麻草の $\Delta 9$ -THCの含有量が政令で定める基準(0.3%)を超えないこと

(3) 加工の規制

大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者
加工制度はない。(ただし、種子又は成熟した茎の加工は可能。)	栽培地を管轄する地方厚生(支)局の局長(以下「地方厚生局長」といいます。)の許可の下、大麻草を加工することができる。

(4) 種子に関する規制

大麻草採取栽培者	第一種大麻草採取栽培者
大麻草の発芽不能未処理種子(※)を輸入することができない。(※)「発芽不能未処理種子」とは、熱処理又は燻蒸による発芽しないための処理がされていない大麻草の種子をいいます。	地方厚生局長の許可の下、大麻草の発芽不能未処理種子を輸入することができる。

第1 免許(法の規定に基づき「第一種大麻草採取栽培者」になろうとする方)

(1) 免許の申請手続(法第5条)

第一種大麻草採取栽培者の免許を受けようとする方は、栽培地を管轄する都道府県の知事(以下「都道府県知事」といいます。)に免許を申請してください。

申請を行う際には、次の書類等が必要です(詳細については都道府県薬務主管課又は保健所(以下「都道府県」といいます。)にお尋ねください。)

① 第一種大麻草採取栽培者免許申請書(省令別記第1号様式)

- ※ 栽培地の数、位置及び面積については、複数の栽培地がある場合には、栽培地ごとにその位置と面積を追加して記載してください。
- ※ 免許を受けようとする方の住所地、氏名及び生年月日については、法人又は団体にあつては、その業務を行う役員を含みます。
- ※ 「業務管理体制」の欄には不正流通、濫用防止等の観点から
 - ・業務上大麻を取り扱う事務所の所在地、名称
 - ・第一種大麻草採取栽培者(法人又は団体にあつては栽培に従事する者)及び補助者の氏名や業務上の役割

- ・盗難防止対策及び滅失等の事故が生じた場合の対応等について記載してください。
- ② (個人の場合) ㉞略歴を記載した書類、㉟住民票の写し、㊱公の機関が発行した身分証明書又は資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
 - ※ 身分証明書又は資格証明書には、以下のようなものがあります。このほかの書類等を提出しようとするときは、申請先の都道府県にご相談ください。
 - ・マイナンバーカード
 - ・運転免許証
 - ・旅券(パスポート)
 - ・官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書(写真・生年月日のあるもの)
- ③ (法人又は団体の場合) ㉞定款、㉟登記事項証明書(これらに準ずるものを含みます。)
- ④ (法人又は団体の場合) ㉞その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類、㉟当該役員の住民票の写し、㊱公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書に写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
 - ㊲については、上記②をご覧ください。
- ⑤ 免許を受けようとする者(法人又は団体の場合は、その業務を行う役員)が精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかないかに関する医師の「診断書」(別記様式1)
- ⑥ 免許を受けようとする者(法人又は団体であれば、その業務を行う役員)が法第5条第2項に規定する欠格事由に該当しない旨の宣誓書(氏名部分は自署してください。)(別記様式2)
- ⑦ 栽培地の登記事項証明書
- ⑧ 栽培地の区域を示す図面(栽培地全体が分かる図面に、免許期間中に栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるようにしてください。)面積は、アール換算で算出してください。
- ⑨ 栽培地が自己の所有でないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写し等(免許を受けようとする者が栽培地を使用することができることを証明する書類です。屋内栽培を実施する場合は、建物の所有者から当該書類の提出を受けてください。)
- ⑩ 免許を受けようとする者が現に法第2条第3項又は旧法第2条第3項の大麻草栽培者である場合は、当該免許証の写し
- ⑪ 事業計画書
 - ・ 事業計画書には、大麻草の種子、枝葉その他の大麻草の部位を用い栽培するかを記載し、当該大麻草の $\Delta 9$ -THCの含有量が政令で定める基準を超えないことを証明する書類を添付してください。
 - ・ 事業計画に法第12条の4第1項の規定に基づく許可を受けなければならない加工が含まれている場合、加工の過程(製造されたものが麻薬・指定薬物ではないことを確認する分析もその過程に含むもの。)、加工設備等の資料も併せて添付してください。また、

当該資料等については、管轄の地方厚生（支）局麻薬取締部（以下「地方厚生局麻薬取締部」といいます。）にも提出してください。

- ⑫ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真（業務上大麻を取り扱う事務所とは、大麻の保管施設等をいいます。また、事務所内に事務作業スペースを設ける場合は、保管設備と明確に分離してください。）
- ⑬ （法人又は団体の場合）大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係が分かる書類
- ⑭ （法人又は団体の場合）大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類

(2) 免許の有効期間等（法第8条、第7条第2項）

免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日まで（最長3年間）です。

免許証は、他人に譲り渡したり、貸与したりすることはできません。

(3) 免許の取消し（法第12条の7第1項）

免許の取消しを受けようとするときは、次の事項を記載した「第一種大麻草採取栽培者免許取消届」（省令別記第4号様式）に免許証を添えて、都道府県知事に届け出てください。

- ① 免許証返納の理由及びその年月日
理由は、具体的に記載してください。
- ② 現在の大麻草の作付面積
作付面積は、アール換算で算出してください。
- ③ 現に所有する大麻、麻薬及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
大麻及び発芽不能未処理種子は、品種ごとに品名を記載し、数量については品種ごとの重量を記載してください。
栽培中の大麻草の本数は、概ね100本を超えるような場合は、1メートル四方における本数×作付面積として計算してください。
収穫したものは、重量（複数品種を栽培している場合には、品種ごとの重量）で計上して記載してください。
重量で記載する場合は、キログラム単位又はグラム単位で表すものとし、キログラム単位で記載する場合であって小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入し、グラム単位で記載する場合であって小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入してください。
重量が数十キログラムを超えるようなものは、大麻草1本当たりの重量×推定本数として計算するか、フレキシブルコンテナバック等の容器に収納するなどし、その収納容量から重量を推定してください。この場合、小数点以下の端数については省略して構いません。
大麻草に品名がない場合は、栽培年（西暦）－特定の番号で分類して記載してください（例、「2025-1」）。

④ 現に所有する大麻草の繊維の数量

繊維の数量は、重量で記載してください。重量の記載方法は、③を参考にしてください。

(4) 第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散した場合（法第12条の7第3項）

第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、

① 相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者

② 清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

は、30日以内に免許証を添えて、「第一種大麻草採取栽培者死亡等届」（省令別記第5号様式）により都道府県知事に届け出てください。

なお、現に大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬がない場合でも、その旨を届け出てください。

※ 届出書の記載方法は、(3)免許の取消しを参考にしてください。

(5) 免許の失効

免許は、次の場合にその効力を失います。①又は②に該当する場合の免許証の取扱いについては、(7)免許証の返納に従って処理してください。

① 免許の有効期間が満了した場合

② 法第12条の6第1項の規定により免許を取り消された場合

③ 法第12条の7第1項の規定により第一種大麻草採取栽培者が、免許の取消しを受けようとするときに係る届出をし、それを受けた都道府県知事が当該届出に係る免許を取り消した場合

④ 第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散した場合

(6) 免許証の再交付（法第7条第3項、第4項）

免許証を毀損し、又は亡失したときは、15日以内に、毀損した場合には当該免許証を添えて、「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」（別記様式4）により、都道府県知事に免許証の再交付を申請してください。

また、免許証を亡失し免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「第一種大麻草採取栽培者免許証返納届」（別記様式5）により、都道府県知事に当該免許証を返納してください。

(7) 免許証の返納（法第7条第5項）

免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は法第12条の6第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に「第一種大麻草採取栽培者免許証返納届」（別記様式5）により、都道府県知事に免許証を返納してください。

第2 第一種大麻草採取栽培者名簿（法第6条）

(1) 第一種大麻草採取栽培者名簿

都道府県に備えられた第一種大麻草採取栽培者名簿には、次の事項が登録されています。

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 住所地、氏名又は名称及び生年月日（法人又は団体の場合は、その業務を行う役員の氏名を含み、生年月日を除く。）
- ③ 栽培地の数、位置及び面積
- ④ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置
- ⑤ 栽培目的
- ⑥ 免許に付した条件
- ⑦ 免許証の再交付の事由及び年月日
- ⑧ 法第12条の6第1項の規定による登録の抹消の事由及び年月日

(2) 第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更

第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項のうち以下のものに変更が生じたときは、それぞれそのことが分かる書類を添えて、15日以内に「第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」（別記様式3）により、都道府県知事にその旨を届け出てください。

- ・ 住所地又は氏名（法人又は団体であれば、主たる事務所の所在地又は名称）
- ・ 栽培地の数、位置又は面積
- ・ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置

変更の届出に当たっては、変更の内容に応じて、「第1 免許」の(1)に記載の資料を提出してください。

なお、変更の内容によっては、免許の再申請が必要となる場合がありますので、速やかに都道府県に相談してください。

免許の再申請が必要となる場合とは、例えば、

- ① 申請時における事業計画において想定されていなかった栽培地を追加する場合において、当該栽培地の面積が、既存の栽培地の面積（申請時、事業計画書で示していたものを含む。）を含め概ね3分の1を超える場合
- ② 申請時における栽培目的から全く異なる目的を追加又は変更する場合

等にあたるものと考えます。

第3 年間報告（法第9条）

第一種大麻草採取栽培者は、免許の有効期間における各年について、その翌年の1月31日までに、「第一種大麻草採取栽培者の年間報告書」（省令別記第2号様式）により、次の事項を都道府県知事に報告してください（免許の有効期間が満了した者を含みます。）。

① 大麻草の作付面積

作付面積の記載方法は、「第1 免許」の(3)②を参考にしてください。なお、栽培地全体の区域が分かる図面に当該年中に作付けした部分に網掛けするなどして分かるようにし、年間報告書に添付してくだ

- さい。
- ② 当該年中に採取した大麻草の繊維の数量
数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)④を参考にしてください。
 - ③ 当該年の初日に所持した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
 - ④ 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
 - ⑤ 当該年の末日に所持した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
 - ⑥ 当該年中に譲り渡した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
 - ⑦ 当該年中に廃棄した大麻及び発芽不能未処理種子の品名及び数量
- ※③～⑦の項目の品名及び数量の記載方法は「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。

第4 大麻の譲渡し・譲受け

大麻の譲渡し・譲受けは、麻向法の規定に基づいて行われます。麻向法第24条第1項第4号の規定により、第一種大麻草採取栽培者は、製品の原材料として使用する大麻を他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。なお、その譲渡し・譲受けは、原則として、手渡しによって行ってください。ただし、遠方等によりどうしても手渡しが難しい場合は、あらかじめ輸送機関と調整のうえ、盗難防止策を講じて配送してください。

第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の加工の過程において製造された麻薬を第三者に譲り渡すことができません。当該麻薬は麻向法第29条の規定に基づき廃棄する必要があります。

なお、大麻草の発芽不能未処理種子の譲渡し・譲受けについては、後述の「第7 大麻草の種子の取扱い」を参考にしてください。

(1) 譲渡し（麻向法第24条、第32条）

- (ア) 大麻を譲り渡すときは、あらかじめその相手方である第一種大麻草採取栽培者等から「麻薬譲受証」（麻向法施行規則別記第16号様式）の交付を受けるか、又は麻薬譲受証と引換えでなければ、大麻や「麻薬譲渡証」（麻向法施行規則別記第17号様式）を交付することができません。
- (イ) あらかじめ麻薬譲受証の交付を受けた場合は、麻薬譲受証の記載事項及び押印等に不備がないか確認してください。
- (ウ) 麻薬譲渡証は、大麻を譲り渡す第一種大麻草採取栽培者が作成してください。麻薬譲渡証に押印だけをして先渡ししておく、いわゆる白紙委任は行ってはいけません。また、大麻を譲り渡す側が麻薬譲受証を作成し、大麻を譲り受ける側に押印だけをさせ、これを持ち帰るということも行ってはいけません。
- (エ) 麻薬譲渡証には、譲渡人である第一種大麻草採取栽培者の氏名（法人

又は団体の場合には名称及び代表者の氏名)を記載し、第一種大麻草採取栽培者の専用印(法人の場合には代表者の印(他の用務と併用する印は認められません。))を押印してください。

なお、譲渡人が国、地方公共団体等の場合には、氏名欄に当該施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印(又はこれに準ずるもの)を押印しても差し支えありません。

- (オ) 品名及び数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。
- (カ) 麻薬譲渡証の容量及び箇数の欄は、記載する必要はありません。
- (キ) 麻薬譲受証は、紙媒体による譲受証の交付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて電磁的記録媒体を交付することも可能です。例えば、改変の有無を確認できる措置等を講じた上で、PDF ファイルのメール送信や、記録がなされた磁気ディスク等の交付等により交付を行うことができます。
- (ク) 大麻を譲り渡す際は、譲受人である第一種大麻草採取栽培者等の立会いの下、次の事項について確認してください。
 - ※ 麻薬譲渡証に記載された大麻の品名及び数量と現品が相違しないか
 - ※ 麻薬譲渡証の記載事項や押印等に漏れなどの不備はないか
- (ケ) 大麻を譲り渡した第一種大麻草採取栽培者は、麻薬譲受証の交付を受けた日から2年間、当該麻薬譲受証を保存してください。電磁的記録媒体で交付を受けた場合(電子情報処理組織を使用する方法又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムなどにより記録されたもの)は、その記録について当該提供を受けた日から2年間保存してください。
- (コ) 麻薬譲受証を紛失し、又は毀損した場合は、理由書等(毀損した場合は、当該麻薬譲受証を添付)を相手方の第一種大麻草採取栽培者等に提出し、麻薬譲受証の再交付を受けてください。
- (カ) 大麻を譲り渡すため栽培地から栽培地外へ大麻を持ち出す場合は、あらかじめ都道府県知事から、法第11条に規定する持出しの許可を受ける必要があります(「第9 大麻の持出し」参照)。

(2) 免許の失効に伴う譲渡し等(法第12条の8)

(ア) 大麻

免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者(「第1 免許」の(5)参照、以下「免許期間満了者等」といいます。)は、それらの事態が発生した日から50日以内であれば、麻向法第24条の規定にかかわらず、所有し、又は管理している大麻を他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

この場合は、大麻を譲り渡した日から15日以内に「大麻等譲渡届」(別記様式6)により、都道府県知事に届け出てください。

50日以内に所有し、又は管理する大麻を他の第一種大麻草採取栽培者等に譲り渡すことができない場合は、都道府県知事に「麻薬廃棄届」(麻向法施行規則記第11号様式)により届け出た後、都道府県職員の立会いの下廃棄してください(「第10 廃棄」参照)。この廃棄は、免許の有効期間満了等の事態が発生した日から50日以内に完了してください。

第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は法人が解散した場合には、その旨を届け出なければならない者が代わって行ってください。

(イ) 発芽不能未処理種子

免許期間満了者等は、上記の事態が発生した日から50日以内に、所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡すか、又は廃棄してください。

譲り渡した場合は、発芽不能未処理種子を譲り渡した日から15日以内に「大麻等譲渡届」(別記様式6)により、都道府県知事に届け出てください。

発芽不能未処理種子を廃棄する場合、廃棄届の提出や都道府県職員の立会いは不要です。

(ウ) 麻薬(大麻を除く)

免許期間満了者等は、麻薬(大麻を除く)を譲り渡すことができませんので、上記の事態が発生した日から50日以内に、都道府県知事に「麻薬廃棄届」(麻向法施行規則記第11号様式)により届け出た後、都道府県職員の立会いの下廃棄してください(「第10 廃棄」参照)。

(3) 譲受け(麻向法第26条、第32条)

(ア) 第一種大麻草採取栽培者は、他の第一種大麻草採取栽培者から法第2条第4項に規定する製品の原材料として使用する大麻(法第12条の4第1項の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において得たものを含みます。)を譲り受けることができます。

(イ) 大麻を譲り受けるときは、あらかじめその相手方である第一種大麻草採取栽培者に「麻薬譲受証」(麻向法施行規則別記第16号様式)を交付するか、又は相手方である第一種大麻草採取栽培者が交付する「麻薬譲渡証」(麻向法施行規則別記第17号様式)と引換えに麻薬譲受証を交付してください。

(ウ) 大麻の譲受けに関する上記以外の事項については、(1)を参考にしてください。

第5 保管(法第12条の5)

所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)は栽培地内に放置等せず、大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管してください。

なお、加工の過程で製造した麻薬の保管は「第6 加工(3)」を、発芽不能未処理種子の保管は「第7 大麻草の種子の取扱い(3)」を参考にしてください。

第6 加工（法第 12 条の 4）

第一種大麻草採取栽培者は、大麻草を加工することにより、大麻草を原材料とする各種製品を製造することができます。

第一種大麻草採取栽培者が加工によって製造し、市場に流通させることができる製品は、大麻、麻薬及び指定薬物に該当してはいけません。

加工とは以下の行為等を指します。

- ・大麻草（その一部である大麻を含む。以下同じ）を乾燥する行為（自然乾燥する場合を除く。）
- ・大麻草を細断する行為（栽培している大麻草を収穫する際に大麻草を細断する場合を除く。）
- ・大麻草から THC 類を抽出する行為
- ・大麻草から非麻薬成分（CBD 等のカンナビノイド）を抽出する行為
- ・大麻草の圧縮
- ・大麻草の冷凍

(1) 加工許可（法第 12 条の 4 第 1 項、第 2 項）

大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品を製造するための加工を除いた大麻草の加工は地方厚生局長の許可が必要になります。

加工許可を受けようとする方は、1 月から 6 月まで及び 7 月から 12 月までの期間ごとに、あらかじめ栽培地を管轄する地方厚生局長に下記事項を記載した「大麻草加工許可申請書」（**省令別記第 3 号様式**）に大麻草を加工する施設の位置及び構造を示す図面及び写真を併せて提出してください。

- ① 加工のために使用する大麻草の品名及び数量
- ② 加工をする品目
- ③ 許可を受けようとする者の氏名及び住所
- ④ （法人又は団体の場合）その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地
- ⑤ 免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類
- ⑥ 大麻草の加工の方法及び加工の過程
- ⑦ 大麻草を加工する施設の所在地
- ⑧ 大麻草の加工の過程において製造された麻薬の廃棄の手順

(2) 加工許可基準

第一種大麻草採取栽培者が加工許可を受けるためには、許可基準を満たしている必要があります。

詳細は「大麻草の加工許可申請の審査基準について」（令和 7 年 1 月 14 日付け医薬発 0114 第 1 号厚生労働省医薬局長通知）をご確認ください。

(3) 報告（法第 12 条の 4 第 3 項）

許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、「大麻草加工報告書」（**別記様式 10**）により、許可を受けた半期の期間経過後 30 日以内に、次の事項を地方厚生局長に報告してください。

- ① 加工のために使用した大麻草の品名及び数量
- ② 加工をした品目
- ③ 加工をした品目の納入先
- ④ 大麻草の加工の過程において製造された麻薬であって、廃棄されたものの数量

(4) 加工許可が不要な場合

大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であって、大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品（精麻、おがら等）を製造するときは加工許可を受ける必要はありません。

(5) 加工により製造する製品の $\Delta 9$ -THC 残留限度値

加工により製造する製品（大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有するものを除く。）は、その製品の区分によって以下のとおり許容される $\Delta 9$ -THC の残留限度値が異なりますので、注意してください。

- ・油脂（CBD オイル等）又は粉末（ヘンププロテインパウダー等） 10ppm 以下
- ・水溶液（清涼飲料等） 0.1ppm 以下
- ・その他（菓子類等） 1ppm 以下

(6) 加工の過程において製造された麻薬の保管（法第 12 条の 5）

加工の過程において製造された麻薬は、業務上麻薬を取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管してください。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいいます。（手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。）

第7 大麻草の種子の取扱い（法第 18 条、第 19 条）（免許失効後の発芽不能未処理種子の譲渡し等は「第 4 大麻の譲渡し・譲受け(2)」を参照）

(1) 譲渡し

第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合は、熱処理又は燻蒸により発芽不能処理を行ってください。

ただし、以下の場合は発芽不能未処理種子を譲り渡すことができます。

- ① 他的大麻草栽培者に譲り渡す場合
- ② 熱処理又は燻蒸による発芽不能処理を行う者に大麻草の種子を譲り渡す場合
- ③ 大麻草の研究その他の目的で、厚生労働大臣又は都道府県知事に大麻草の種子を譲り渡す場合

(2) 輸入

- (ア) 第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の発芽不能未処理種子を輸入するときは、あらかじめ地方厚生局長に次の事項を記載した「大麻草発芽不能未処理種子輸入許可申請書」（省令別記第 7 号様式）に免許証の写し等

を添えて提出し、許可を受ける必要があります。

- ・ 輸入しようとする種子の品名及び数量
- ・ 許可を受けようとする者の氏名及び住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・ 免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類
- ・ 種子の原産地
- ・ 輸入目的
- ・ 荷主（輸出者）の氏名及び住所地
- ・ 運送取扱業者の氏名及び住所地
- ・ 輸入方法
- ・ 輸入予定年月日（入港予定年月日）
- ・ 入港場所
- ・ 納入先

(4) 提出先は、発芽不能未処理種子を輸入する予定の港を管轄する地方厚生局麻薬取締部です。

(5) 発芽不能未処理種子輸入許可証を送付するための返信用封筒1枚（長3用以上、宛先を明記したもの）を同封してください。送料は自己負担です。簡易書留以上の返信手段を推奨します。

発芽不能未処理種子を輸入した場合は、大麻草発芽不能未処理種子輸入許可申請書を提出した地方厚生局麻薬取締部に対し、輸入完了報告書（「大麻草の種子の取扱いについて」（令和7年1月10日付け医薬発0110第1号厚生労働省医薬局長通知）の別記様式1）を提出してください。なお、記載の数量よりも多い数量の発芽不能未処理種子を輸入することはできません。

(3) 保管

第一種大麻草採取栽培者は、所有する発芽不能未処理種子を、鍵をかけた設備内に収めて保管してください。

第8 記録

(1) 大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の帳簿の記載（法第10条）

第一種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻及び発芽不能未処理種子を管理するための帳簿を事務所に備え、これに次の事項を記載してください。大麻、繊維及び発芽不能未処理種子の品名、数量等の記載方法は、「第3年間報告」を参考にしてください。

(ア) 採取した大麻又は発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日

- ・ 大麻の採取日は、刈入年月日を記載してください。種子を採取した場合は、その数量及び採取日を記載してください。数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。
- ・ 大麻草を採取し、その場で茎のみに加工した場合、成熟した茎の量を帳簿に記載する必要はありません。

- (イ) 大麻又は発芽不能未処理種子を譲り渡したときは、その品名、数量及びその年月日並びに譲り渡した相手方の氏名（法人又は団体の場合は名称）及び住所
 - ・ 払出しの年月日は、麻薬譲渡証に記載した年月日としてください。このほか、備考欄には、譲受側の第一種大麻草採取栽培者等の氏名及び住所（法人又は団体の場合は名称及び所在地）等を記載してください。
- (ウ) 大麻又は発芽不能未処理種子を譲り受けたときは、その品名、数量及びその年月日並びに譲り受けた相手方の氏名及び住所（法人又は団体の場合は名称及び所在地）
 - ・ 受入れの年月日は麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。麻薬譲渡証に記載された年月日と実際に大麻を譲り受けた日が異なる場合には、備考欄に実際に大麻を譲り受けた日を記載してください。このほか、備考欄には、譲渡側の第一種大麻草採取栽培者等の氏名及び住所（法人又は団体の場合は名称及び所在地）、大麻の品名等を記載してください。
- (エ) 大麻又は発芽不能未処理種子を廃棄したときは、その品名及び数量並びにその年月日
 - ・ 栽培地内で廃棄した場合は、備考欄に届出年月日を記載の上、立会人が署名又は記名押印してください。
- (オ) 事故が発生したときは、事故を届け出た大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬の品名及び数量
 - ・ 備考欄に届出年月日を記載し、事故年月日は、事故発生日又は事故発見日を記載してください。
- (カ) 播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日
- (キ) 採取した大麻草の繊維の数量
 - ・ 大麻草の茎から加工した繊維の重量を記載してください。
- (ク) 許可を受けて加工をした大麻草の品名及び数量並びにその年月日
- (ケ) 加工の過程において製造された麻薬の品名及び数量並びにその年月日
 - ・ 加工によって生じたもの（残渣等も含む）は、 $\Delta 9$ -THC 等を含む麻薬・指定薬物である可能性が高いため、分析によって麻薬・指定薬物ではないことを確認するまで、麻薬として取扱うようにしてください
- (コ) 加工の過程において廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- (ク) このほか、管理上、次の項目を記載することが望ましいです。
 - ・ 播種した大麻草の品名及び当該大麻草の作付面積並びに播種年月日

(2) 記載上の留意事項

- (ア) 帳簿は品種ごとに口座を設けて記載してください。大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬を分けて書く必要は必ずしもありませんが、立入検査の際などに説明を求められた場合に説明できるように整理して記載してください。

- (イ) 紙媒体による帳簿の場合、帳簿の記載には、インク、ボールペンなど字が消えないものを使用してください。また、帳簿に訂正があるときは、訂正する部分を2本線で判読可能なように削除してその脇に訂正後の文字を記載し、訂正した箇所には訂正者等の印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- (ウ) 帳簿には、上記(1)の事項があった都度記載をすることが原則です。ただし、収穫、加工など一定の作業が継続して行われる場合については、一定期間まとめた記載とすることが可能です。
- (エ) 帳簿は、最終の記載の日から2年間保存してください。

第一種大麻草採取栽培者に係る帳簿の記載例

①大麻に係る帳簿

品名	2024-01			(数量：重量又は本数)
年月日	受け入れ	払い出し	残量	備考
R6. 1. 1			0	前年から繰り越しなし
R6. 3. 1			0	2024-01 1kg を用いて播種 (6アール)
R6. 7. 1			0	茎の採取に伴い枝打ち
R6. 7. 15			0	R6. 7. 1 に採取した茎から繊維採取 繊維収納 (8kg)
R6. 8. 1～ R6. 8. 10	6kg		6kg	大麻草 20 本を収穫 20 本を自然乾燥後、花穂部分を 6kg 採取
R6. 9. 1	20kg		26kg	厚生 太郎 (東京都霞が関 1-2-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号：東京 2024-11) から譲り 受け R6. 9. 3 納品
R6. 10. 10		12kg	14kg	大麻株式会社 (東京都霞が関 3-3-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号：東京 2024-123) へ譲り 渡し R6. 10. 5 持出し許可
R6. 10. 15		1kg	13kg	R6. 10. 15 所在不明発覚 (盗難の疑いあり) R6. 10. 16 大麻等事故届提出、●●警察署に届け出
R6. 10. 20			12kg	計量し直し 乾燥により 1kg 減少 立会者署名 (又は記名押印)
R6. 11. 1		10kg	2kg	10kg を大麻成分抽出のため加工 (別途麻薬 (Δ9-THC 等) に かかる帳簿に記載) R6. 10. 21 加工申請 R6. 10. 31 加工許可
R6. 11. 15		2kg	0	栽培地外で廃棄 R6. 11. 10 廃棄届 R6. 11. 15 廃棄 (東京都千代田区 1-1-1 において廃棄)
R6. 11. 16～ R6. 11. 25	2.5kg (50 本)	2.5kg (50 本)	0	50 本を収穫後、ビニルハウス内で乾燥。 種子採取、種子収納 (100g) (別途発芽不能未処理種子に係る 帳簿に記載) 種子採取後の大麻について R6. 11. 18 廃棄届 R6. 11. 25 栽培地内で廃棄
R6. 12. 5	5 本	5 本	0	大麻 次郎 (東京都霞が関 1-1) (大麻草研究栽培者免許番号：東京 2024-11) から苗木の状態 で 5 本譲り受け R6. 12. 6 納品 同日、栽培地で栽培開始

②発芽不能未処理種子に係る帳簿 ※麻薬・指定薬物として取り扱っているものについては「**麻**」と記載

品名	2024-01 の種子			(数量：重量)
年月日	受け入れ	払い出し	残量	備考
R6. 1. 1			10kg (種子)	前年から繰り越し
R6. 3. 1		1kg (種子)	9kg(種子)	播種 (6アール)
R6. 4. 1		2kg (種子)	7kg(種子)	腐食のため廃棄
R6. 11. 1	5kg		12kg (種子)	厚生 太郎 (東京都霞が関1-2-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号：東京 2024-11) から譲り受け
R6. 11. 25	0. 1kg		12. 1kg(種子)	種子採取 種子収納 (100g)
R6. 12. 1		3kg (種子)	9. 1kg (種子)	大麻株式会社 (東京都霞が関3-3-3) (第一種大麻草採取栽培者免許番号：東京 2024-123) へ譲り渡し
R6. 12. 2		1kg (種子)	8. 1kg (種子)	熱処理による発芽不能処理。
R6. 12. 4	1kg (油 麻) 4kg (残渣 麻)	5kg (種子)	3. 1kg (種子) 1kg (油 麻) 4kg (残渣 麻)	圧搾し、油を抽出。 R6. 11. 1 加工申請 R6. 11. 8 加工許可
R6. 12. 5			3. 1kg (種子) 4kg (残渣 麻)	分析で当該油が麻薬・指定薬物ではないことを確認。帳簿から油 1kg を削除。
R6. 12. 6		1kg (種子)	2. 1kg (種子) 4kg (残渣 麻)	ネズミによる食害が発生。(滅失) R6. 12. 6 大麻等事故届提出
R6. 12. 10		4kg (残渣 麻)	2. 1kg (種子)	R6. 12. 9 麻薬廃棄届 R6. 12. 10 廃棄 立会者署名 (又は記名押印)

③麻薬（ $\Delta 9$ -THC 等）に係る帳簿

品名	$\Delta 9$ -THC 等を含む大麻草由来物			(数量：重量又は容量)
年月日	受け入れ	払い出し	残量	備考
R6. 1. 1			5kg (抽出残渣)	前年からの繰り越し $\Delta 9$ -THC 等を含む抽出残渣
R6. 1. 10		5kg (抽出残渣)	0	一般廃棄物収集運搬業許可業者をして廃棄 R6. 1. 5 麻薬廃棄届 R6. 1. 10 廃棄 立会者署名 (又は記名押印)
R6. 11. 1	9. 5kg (粉末)		9. 5kg (粉末)	大麻 10kg を機器で粉碎。 機器による欠目 0. 5kg
R6. 11. 2	2kg (抽出物) 2. 5kg (抽出残渣)	5kg (粉末)	4. 5kg (粉末) 2kg (抽出物) 2. 5kg (抽出残渣)	粉末 5kg から超臨界 CO ₂ 抽出で大麻成分を抽出。 機器による欠目 0. 5kg
R6. 11. 4		2kg (抽出物)	4. 5kg (粉末) 2. 5kg (抽出残渣)	抽出物の分析を実施し、当該抽出物が麻薬・指定薬物ではないことを確認。
R6. 12. 2		0. 5kg (粉末)	4kg (粉末) 2. 5kg (抽出残渣)	保管庫から加工のため、粉末を取り出す際、床にこぼし、0. 5kg 回収できず滅失。 R6. 12. 3 大麻等事故届提出

第10 大麻の持出し（法第11条）

所有する大麻を栽培地外に持ち出すためには、都道府県知事の許可を受ける必要があります（ただし、都道府県知事に届け出た上で都道府県職員の立会いの下、栽培地外で大麻を廃棄する場合は、廃棄届の提出で足り、持出しの許可は必要ありません。）。

大麻の持出しは、加工を目的として栽培地から栽培地外の施設に大麻草を移動させる場合や、他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合などに行われることが考えられます。

複数の栽培地を登録している場合、その栽培地から他の栽培地へ大麻を持ち出す場合であっても、この持出しの許可が必要ですのでご注意ください。

大麻の持出しの許可を受けるに当たっては、持ち出そうとする大麻の品名及び数量、持出先の名称及びその所在地、持出しの理由等を記載した「第一種大麻草採取栽培者持出し許可申請書」（別記様式7）を、都道府県知事に提出してください。

なお、大麻を譲り渡す際には、持出し許可に加えて、「第4 大麻の譲渡し・譲受け」に記載の麻薬譲渡証、譲受証による譲渡手続も必要なことに注意してください。

この場合、持出し許可における持出先と麻薬譲渡証の相手方が一致していることを確認する必要がありますので、相手方の免許証の写しを申請書に添付してください。

※「持出先の名称及びその所在地」について、他の第一種大麻草採取栽培者等に大麻を譲り渡す場合は、名称の欄に名称とともにその相手方の免許証の種類及び番号を記載してください。

第11 廃棄（法第12条、麻向法第29条）

(1) 栽培地内で大麻を廃棄する場合

大麻を栽培地内で廃棄するときは、あらかじめ、廃棄しようとする大麻の品名及び数量、廃棄の年月日、大麻を廃棄する栽培地の場所等を記載した「大麻廃棄届」（別記様式8）により、都道府県知事に届け出てください。

廃棄量の記載について、栽培中の大麻を大量廃棄するような場合は、栽培地1メートル四方又は大麻草1本あたりの廃棄量を元に全体の廃棄量を概算してください。なお、栽培期間中の枝打ちや落葉によって生じる大麻の廃棄については、現に生育している大麻の収穫時点、栽培地に生育中の大麻草がなくなった時点等に合計数量をまとめたものに係る廃棄届を提出しても構いません。

廃棄は、焼却、埋却など、大麻を回収することが困難な方法によって行ってください。また、埋却の際は、土にすき込むなどして再び取り出すことができないようにしてください。

廃棄方法については、廃棄場所周辺の状況を考慮し、適切な方法を選択してください。

また、廃棄した場合は、帳簿備考欄へのその旨、日付を記載するとともに、立会人の署名又は記名押印をさせていただきます。

(2) 栽培地外で大麻を廃棄する場合

大麻を栽培地の外に持ち出して廃棄するときは、あらかじめ、上記の大麻廃棄届を都道府県知事に届け出た上、都道府県職員の立会いの下、廃棄してください。

この場合、帳簿備考欄への廃棄年月日、廃棄場所及び都道府県の職員が立ち会った旨の記載が必要です。

(3) 加工の過程で製造した麻薬を廃棄する場合（麻向法第 29 条）

廃棄する麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法等を記載した「麻薬廃棄届」（麻向法施行規則別記第 11 号様式）をあらかじめ都道府県知事に届け出た上、都道府県職員の立会いの下、廃棄してください。

(4) 発芽不能未処理種子を廃棄する場合

発芽不能未処理種子を廃棄するに当たっての特段の定めはありませんが、廃棄後に発芽することのない方法で廃棄してください。

第12 事故届（法第 12 条の 2）

所有する大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬に滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、事故が生じた大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬の品名及び数量、事故の発生状況等を記載した「大麻等事故届」（別記様式 9）により、都道府県知事に届け出てください。

大麻等事故届の提出に当たっては、次の事項に注意して記載してください。

※ 事故が生じた大麻又は発芽不能未処理種子の品名及び数量については、品種ごとに品名、重量を記載してください。

※ 事故発生の状況については、事実関係を詳細に説明してください。

なお、盗取の疑いがある場合は、速やかに警察署にも届け出てください。

大麻等事故届を提出した場合には、帳簿の備考欄にその旨を記載し、大麻等事故届の写しを保管してください。

事故に伴い大麻等を廃棄する場合（事故が生じた大麻等の一部が残っている場合であって、当該大麻等を廃棄するときに限る。）は、大麻等事故届にその経緯を詳細に記入してください。その際、大麻を栽培地内で廃棄する場合は既に事故届を都道府県知事に提出していますので別途大麻廃棄届を提出していただく必要はありませんが、大麻を栽培地外で廃棄する場合もしくは麻薬を廃棄する場合は、法第 12 条第 2 項又は麻向法第 29 条の規定により更に「当該職員の立会い」が必要とされていますので、廃棄するときはあらかじめ廃棄届を提出してください。

第13 立入検査・収去（法第 22 条の 3）

- (1) 立入検査は、法の施行のため特に必要があるときに行われますが、犯罪捜査の目的で行われるものではありません。立入検査を行う職員（麻薬取締官、麻薬取締員、その他の職員）は、身分を示す証票を携帯していますので、提示を求めて確認してください。
- (2) また、立入検査の際、栽培している大麻草の濃度基準値適合性や適切な加工が行われているか等を確認するため、大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去することがあります。
- (3) 立入検査や収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

診 断 書

氏 名			性 別	男	女
生 年 月 日	年	月	日	年 齡	歳
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。 (各項目について該当する□欄にチェック☑を付けてください。)</p> <p>1 精神機能 精神機能の障害 <input type="checkbox"/> 明らかに該当なし <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要 「専門家による判断が必要」に該当する場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況を記載すること(できるだけ具体的に。詳細については別紙も可)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 麻薬中毒 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり</p>					
診断年月日	年 月 日				
医 師	病院、診療所 又は介護老人 保健施設等	名 称			
		所 在 地			
		電話番号			
	氏 名				

宣 誓 書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所
氏名

大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第2項の規定の欠格事項である

- (1) 同法律第12条の6第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していないこと
- (2) 麻薬中毒者（麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する麻薬中毒者）であること
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者であること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（(5)において「暴力団員等」という。）であること
- (5) 暴力団員等が事業活動を支配する者であること

上記のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

別記様式3

第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

免許証の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
変更すべき事項				
変更前	栽培地の数・位置・面積			
	業務上大麻を取り扱う事務所の位置			
	住所地・氏名 (法人又は団体にあつては、業務を行う役員 の氏名) 又は名称			
	その他			
変更後	栽培地の数・位置・面積			
	業務上大麻を取り扱う事務所の位置			
	住所地・氏名(法人 又は団体にあつては、業務 を行う役員 の氏名) 又は名称			
	その他			
変更の事由及びその年月日				
<p>上記のとおり、名簿登録事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称)</p> <p>都道府県知事 殿</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

別記様式4

第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
再交付の事由 及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人又は団体にあつては、その名称）</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 毀損の場合は、当該免許証を添えて申請すること。

別記様式 5

第一種大麻草採取栽培者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年月日
免許証返納の事由 及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人又は団体にあつては、その名称）</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第7条第4項若しくは第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

別記様式 6

大麻等譲渡届

年 月 日

都道府県知事 殿

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

続柄

氏名（法人又は団体にあつては、その名称）

大麻等を譲渡したので次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	失効前の免許証の番号		第 号		
	大麻等を業 務上取り扱 っていた場 所	所在地			
		名称			
	届出義務者	住所			
氏名					
譲 渡 年 月 日					
譲 渡 し た 大 麻 等	品名			数量	
譲 受 者	免許の種類		免許証の番号		第 号
	麻薬研究施 設又は大麻 等の所在場 所	所在地			
		名称			
	麻薬研究施 設の開設者 又は大麻草 栽培者	住所			
氏名					

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第12条の8第1項に規定する免許期間満了者等が大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡した際又は発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡した際に用いること。

別記様式7

第一種大麻草採取栽培者持出し許可申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年月日
持ち出そうとする大麻の栽培地			
持ち出そうとする大麻の品名及び数量	品	名数	量
持出先の名称及び所在地	所在地		
	名称		
持出しの理由			
持出しの年月日			
<p>上記のとおり、大麻を栽培地外に持ち出したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人又は団体にあつては、その名称）</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式 8

大麻廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年月日
大麻栽培地の住所			
大麻を取り扱う事務所の住所			
廃棄しようとする大麻の品名及び数量	品	名数	量
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p>上記のとおり、大麻を廃棄したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人又は団体にあつては、その名称）</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4 とすること。

別記様式9

大麻等事故届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏 名	
事故が生じた大麻等	品	名数	量
栽培地及び業務上大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬を取り扱う事務所の位置			
事故の発生状況 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 事故発生年月日 場所、事故の種類、盗難の場合は警察通報の有無 </div>			
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: right;">氏 名（法人又は団体にあつては、その名称）</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

大麻草加工報告書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許証の種類			
加工のために使用した大麻草の品名及び数量	品	名	数 量
加工をした品目			
加工をした品目の納入先			
大麻草の加工の過程において製造された麻薬であって、廃棄されたものの数量			
備 考			
<p>上記のとおり、大麻草を加工したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称)</p> <p>厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【省令】別記第1号様式(法第5条、第13条第1項関係)

収 入 印 紙 (大臣免許に 限る。)

第一種大麻草採取 第二種大麻草採取 大麻草研究	栽培者免許申請書
-------------------------------	----------

栽 培 地	数	
	位 置	
	面 積	
目 的		
計 画 概 要		
業 務 管 理 体 制		
備 考		
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 年 月 日 住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。) 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員 の氏名を含む。) 生 年 月 日 (法人又は団体を除く。) 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、大臣免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 3 栽培地が複数ある場合には、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載すること。

【省令】別記第2号様式(法第9条関係)

第一種大麻草採取栽培者の年間報告書

免許証番号	第 号		免許年月日	年 月 日
大麻草の作付面積			当該年中に採取した大麻草の繊維の数量	
大麻及び 発芽不能未処理種子 の品名	当該年の初めに所持した数量	当該年中に採取し、又は譲り受けた数量	当該年中に譲り渡し、又は廃棄した数量	当該年の末日に所持した数量
				備考
<p>上記のとおり、報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。)</p> <p>氏名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。)</p> <p>生年月日 (法人又は団体を除く。)</p> <p>都道府県知事 殿</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 栽培地が複数ある場合には、原則として栽培地ごとに作成すること。

【省令】別記第3号様式(法第12条の4条第1項、第17条第1項関係)

大麻草加工許可申請書

免許証の番号	第 号	免許 年月日	年 月 日
免許の種類			
品 目			
加工のために 使用する 大麻草	品 名	数 量	
加工方法及び 加工過程			
加工施設の 所在地			
加工において製造された麻薬の廃棄手順 (第一種大麻草採取栽培者に限る。)			
<p>上記のとおり、大麻草を加工したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">厚生労働大臣（地方厚生（支）局長） 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【省令】別記第4号様式(法第12条の7第1項、第17条第1項、第2項関係)

第一種大麻草採取
 第二種大麻草採取
 大麻草研究

 栽培者免許取消届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許証の種類			
免許証返納の理由及びその年月日			
現在の大麻草の作付面積			
現に所有する大麻の品名及び数量	品 名	数	量
現に所有する発芽不能未処理種子の品名及び数量	品 名	数	量
現に所有する麻薬の品名及び数量 (大麻草研究栽培者は除く。)	品 名	数	量
現に所有する大麻草の繊維の数量 (第一種大麻草採取栽培者に限る。)			
備 考			
<p style="text-align: center;">上記のとおり、免許の取消しを受けたいので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 } 法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。</p> <p style="text-align: center;">氏 名 } 法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【省令】別記第5号様式(法第12条の7第3項、第17条第1項、第2項関係)

第一種大麻草採取
 第二種大麻草採取
 大麻草研究

 栽培者死亡等届

免許証の番号	第 号	免 許 証 年 月 日	年 月 日
免許証の種類		氏 名	
届出の理由			
栽培地	所在地		
	名称		
現在の大麻草の 作 付 面 積			
現に管理する 大麻の品名及び数量	品 名	数 量	
現に管理する発芽 不能未処理種子の 品名及び数量	品 名	数 量	
現に管理する麻薬の 品名及び数量 (大麻草研究 栽培者は除く。)	品 名	数 量	
現に管理する大麻草の 繊維の数量 (第一種大麻草採取 栽培者に限る。)			
備 考			
<p>上記のとおり、免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 { 法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。 }</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名 { 法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。 }</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【省令】別記第7号様式(法第19条第1項関係)

大麻草発芽不能未処理種子 輸入許可申請書

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 の 種 類			
輸 入 し よ う と す る 種 子	品 名	数 量	
原 産 地			
輸 入 目 的			
荷 主 (輸 出 者) の 氏 名 及 び 住 所 地			
運 送 取 扱 業 者 の 氏 名 及 び 住 所 地			
輸 入 方 法			
輸 入 予 定 年 月 日 (入 港 予 定 年 月 日)			
入 港 場 所			
納 入 先			
<p>上記のとおり、大麻草発芽不能未処理種子を輸入したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を含む。)</p> <p>氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び役員の氏名を含む。)</p> <p>地方厚生 (支) 局長 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【麻向法施行規則】別記第11号様式（第十条関係）

麻 薬 廃 棄 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免許年月日	年 月 日
免 許 の 種 類		氏 名	
麻薬業務所又は 麻薬の所在場所	所 在 地		
	名 称		
廃 棄 し よ う と す る 麻 薬	品 名	数	量
廃 棄 の 年 月 日			
廃 棄 の 場 所			
廃 棄 の 方 法			
廃 棄 の 理 由			
<p>上記のとおり、廃棄したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地 }</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏 名(法人にあつては、名称)</p> <p>都道府県知事 殿</p>			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【麻向法施行規則】別記第16号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 受 証					年 月 日
譲受人の免許証の番号	第 号	譲受人の免許の種類			
譲受人の氏名(法人にあつては、名称)					㊟
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第 号	氏 名	㊟	
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地				
	名称				
品 名	容 量	筒 数	数 量	備 考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

【麻向法施行規則】別記第17号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 渡 証					年 月 日
譲渡人の免許証の番号	第 号	譲渡人の免許の種類			
譲渡人の氏名(法人にあつては、名称)		⑩			
麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所	所在地				
	名称				
品 名	容 量	筒 数	数 量	備 考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

【「大麻草の種子の取扱いについて」（令和6年1月10日付け医薬発0110第1号厚生労働省
 医薬局長通知）】

別記様式1

輸入完了報告書

輸入許可書の番号	第 号	許可年月日	年 月 日
輸入した大麻種子	品 名	数 量	
原 産 地			
輸 入 目 的			
荷主（輸出者）の 氏名及び所在地			
運送取扱業者の 氏名及び住所地			
輸 送 方 法			
輸 入 年 月 日 （入港年月日）			
入 港 場 所			
納 入 先			

上記のとおり、大麻種子の輸入を完了しましたので報告します。

年 月 日

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、その名称）

地方厚生（支）局長 殿

（注意）

用紙の大きさは、A4とすること。

第一種大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答

【目的等】

Q 1 第一種大麻草採取栽培者免許は、どのような目的で取得できるのですか。

A 第一種大麻草採取栽培者免許は、麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品（飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料）の原材料を採取することが目的の場合に取得することができます。

【大麻草栽培規制法第 2 条第 4 項、大麻草栽培規制法施行規則第 1 条】

Q 2 改正法第 1 条の規定による改正後の大麻草栽培規制法の大麻草採取栽培者と改正法第 2 条の規定による改正後の大麻草栽培規制法の第一種大麻草採取栽培者の違いを教えてください。

A これまで、種子・繊維の採取に限定されていた栽培目的が、第一種大麻草採取栽培者については、上記 Q 1 の原材料の採取に目的が拡大しております。また、原材料として使用できる大麻草の部位についても、成熟した茎及び種子に限定されていましたが、麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品の原材料であれば、大麻草の全ての部位を用いることができます（詳細は、【加工】の項目を参照）。

一方で、濫用による保健衛生上の危険性が高い $\Delta 9$ -THC を多く含む花穂や葉を用いることが可能であるため、第一種大麻草採取栽培者が栽培できる大麻草は、 $\Delta 9$ -THC の含有量が 0.3% 以下のものに限定されています。

【大麻草栽培規制法第 2 条第 4 項等】

【経過措置】

Q 3 大麻草採取栽培者免許を有していますが、改正法の二段階目が始まる令和 7 年 3 月 1 日以降であれば、第一種大麻草採取栽培者と同様に、種子・繊維の採取以外の目的で大麻草の栽培を行うことができますか。

A できません。

種子・繊維以外の大麻草の製品の原材料を採取する目的で大麻草の栽培を行う場合は、第一種大麻草採取栽培者免許を取得する必要があります。

Q 4 大麻草採取栽培者免許を有していますが、同時に第一種大麻草採取栽培者免許を取得することはできますか。

A 可能です。

ただし、第一種大麻草採取栽培者は $\Delta 9$ -THCが低濃度の品種を用いなければならないなど、各免許の審査基準を満たしていなければなりません。

Q 5 大麻草採取栽培者と第一種大麻草採取栽培者間で大麻草の譲渡は可能ですか。

A できません。

令和6年12月12日から令和7年2月28日までに免許を取得した大麻草栽培者(大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)と、令和7年3月1日以降に免許を取得した大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)の間で、大麻草の受け渡しはできません。

Q 6 大麻草採取栽培者と第一種大麻草採取栽培者の免許を有している場合、大麻草採取栽培者として収穫した大麻を第一種大麻草採取栽培者の資格でまとめて保管、管理することは可能ですか。

A できません。

大麻草採取栽培者は改正法第1条の規定による改正後の大麻草栽培規制法の規定に基づき保管、管理を行ってください。第一種大麻草採取栽培者は改正法第2条の規定による改正後の大麻草栽培規制法の規定に基づき保管、管理を行ってください。

Q 7-1 第一種大麻草採取栽培者が、大麻草採取栽培者に発芽不能未処理種子を譲り渡すことはできますか。

A できません。

第一種大麻草採取栽培者が発芽不能未処理種子を譲り渡すことのできる者は令和7年3月1日以降に免許を取得した大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)となります。

そのため、令和6年12月12日から令和7年2月28日までに免許を取得した大麻草栽培者(大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者)に対し、第一種大麻草採取栽培者が発芽不能未処理種子を譲り渡すことはできません。

【大麻草栽培規制法第 18 条】

Q 7 - 2 大麻草採取栽培者は第一種大麻草採取栽培者に発芽不能未処理種子を譲り渡すことはできますか。

A できます。

第一種大麻草採取栽培者が発芽不能未処理種子を譲り受けることのできる相手方に制限はありません。

【免許】

Q 8 - 1 第一種大麻草採取栽培者免許は法人又は団体として取得することができますか。

A できます。

【大麻草栽培規制法第 5 条第 1 項】

Q 8 - 2 団体とはどのような団体を意味しますか。

A 民法上の組合など、法人格を有しない団体を指します。

【大麻草栽培規制法第 5 条第 1 項】

Q 9 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真は、どのような資料が必要ですか。

A 業務上大麻を取り扱う事務所の位置が分かる周辺地図や、事務所の内部構造等を記した図面、事務所の外観及び内観を撮影した写真が必要です。

なお、事務所内に保管場所や加工場所等を設ける場合は、それらの位置関係が分かるように図面に記載し、また写真を添付してください。

【大麻草栽培規制法施行規則第 1 条第 11 号】

Q10 宣誓書は自筆である必要がありますか。

A 手引きで定めている様式を使用することはできますが、署名は自筆で行ってください。

【大麻草栽培規制法施行規則第 1 条第 5 号】

Q11 医師の診断書には、医師の押印が必要ですか。

A 省略可能です。ただし、押印の有無に関わらず、免許審査において必要に応じて診断書の真正性を確認される場合があります。

【大麻草栽培規制法施行規則第 1 条第 4 号】

Q12 第一種大麻草採取栽培者の栽培地が複数の都道府県に及ぶ場合は、それぞれ都道府県知事に免許申請をする必要がありますか。

A そのとおりです。それぞれの栽培地が異なる都道府県の管轄にある場合は、それぞれの栽培地を管轄する都道府県に免許申請をする必要があります。

なお、第一種大麻草採取栽培者がそれぞれの栽培地において、栽培地を実地に管理する必要があります。

【大麻草栽培規制法第5条第1項】

Q13 第一種大麻草採取栽培者は、専ら補助者に栽培を任せることは可能ですか。

A できません。

大麻草の栽培については、第一種大麻草採取栽培者自身が、実地に管理できる状況にあることが必要です。「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従して行うことを意味し栽培業務の常勤であることが必要ですが、不在時において、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラなど栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することが可能な場合を含むものと考えます。

したがって、第一種大麻草採取栽培者自身が実地に管理せずに、専ら補助者に栽培管理を行わせることはできません。

また、第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて、栽培することができます。

Q14 第一種大麻草採取栽培者免許は現行法の施行日以降でなければ申請することはできませんか。

A 施行日前であっても、免許申請ができます。申請の受付開始日については、栽培地を管轄する都道府県薬務主管課までお尋ねください。

【大麻草栽培規制法第5条第1項】

【大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第7条】

Q15-1 第一種大麻草採取栽培者として収穫した大麻草について、加工許可を得て大麻草を原材料とする製品を生産することを予定しているのですが、第一種大麻草採取栽培者免許申請時に併せて加工許可申請を行うことはできるのですか。

A できません。

加工許可申請を行うには、加工期間、加工のために使用する大麻草の品名及び数量等が具体的に定まっている必要があります。大麻草を収穫した後（又は収穫の見込みがたった後）に申請を行ってください。

なお、第一種大麻草採取栽培者の免許申請において、製品の製造過程に、法第12条の4第1項の規定により、厚生労働大臣の許可を受けなければならない「加工」が含まれる場合は、当該免許申請者に対して、加工の技術的方法、加工設備、抽出物が麻薬、指定薬物ではないことを検査できる手段の確保（外部委託を含めた検査体制の整備、品質保証書の作成等）、抽出物の盗難防止や保管の方法等に関する資料を準備した上、栽培地を管轄する都道府県薬務主管課に提出するとともに、麻薬取締部にも事前に相談してください。

Q15-2 加工設備を持っていないため、加工設備がある他の第一種大麻草採取栽培者に、大麻を譲渡することを計画していますが、そのような計画でも免許は申請できますか。

A 可能です。

事業計画書に、譲渡先の第一種大麻草採取栽培者の詳細（免許番号等）を記載してください。また、当該譲渡先が加工を引き受けることに同意していることが分かる資料（業務委託に関する契約書等）を添付してください。

譲渡先が第一種大麻草採取栽培者免許の申請中の場合は、その旨を事業計画書に記載してください。

Q15-3 第一種大麻草採取栽培者の免許を受けようと考えていますが、加工した品目について残留限度値を超えていないことを自社施設で確認するための分析を行うため、 $\Delta 9$ -THC を標準品として使用する必要があります。それを行うためには、別途麻薬研究者の免許が必要ですか。

A そのとおりです。

$\Delta 9$ -THC を入手し、取り扱うためには、麻向法において定める麻薬研究者免許が必要です。麻薬研究者免許の申請に関しては、都道府県薬務主管課にお問い合わせください。

【栽培地】

Q16 大麻を屋内で栽培する際、「同一ビル内の複数階で栽培する場合」や「同一フロア内の複数個所で栽培する場合」において、複数の栽培地とする必要があるのでしょうか。

A 各栽培地が接続している場合においては一つの栽培地として認識して構いません。ただし、ビル全体が栽培施設ではない場合において、栽培地の階が異なっているときなどは、栽培地が接続しているとはいえないため、複数の栽培地として認識する必要があります。

Q17 栽培地となる土地が登記簿上分筆されており、地番が異なる場合でも、その土地同士が接続しており、管理に一体性があると判断できる場合、一つの栽培地として差し支えないですか。

A 一つの栽培地として問題ありません。

その際、栽培地の所在地には該当する土地の複数の地番を記載してください。

Q18 栽培地が公道や河川等により分断されている場合でも一括して栽培を管理する場合、一つの栽培地として差し支えないですか。

A 栽培地が接続している場合のみ、一つの栽培地とするのが原則ですが、当該栽培地を行き来する際、第三者の土地を経由しない場合においては、一つの栽培地と考えます。

Q19 栽培地の一部分を「業務上大麻を取り扱う事務所」として利用してよいですか。

A 構いません。

その場合、栽培地から事務所へ大麻草を持ち出す際の持出し許可は不要です。なお、この事務所から栽培地外に持ち出す際には、許可が必要となります。

Q20 栽培地の面積を記載する場合は、作付面積の記載でよいですか。また、複数の栽培地がある場合は、その合算で差し支えないですか。

A 原則、栽培地の面積については作付面積を記載するものですが、栽培地に事務所等が所在する場合や実際には大麻草を栽培しなかった土地も存在しうることから、この場合においては、これらを栽培地の面積に含めて差し支えありません。

栽培地が複数ある場合は、その合算を記載してください。

【報告】

Q21 大麻の帳簿等に記載する「品名」はどのように記載すればいいですか。

A 品種ごとに区別が付くように記載してください。品種が不明な場合等は、「栽培年（西暦）－特定の番号」（例.「2025－1」）等個々の大麻が識別できるように品名を記載して下さい。

【大麻草栽培規制法第10条第1項】

Q22 譲り受けた大麻の数量はキログラム又はグラム単位で計上することとなっていますが、大麻草（ロックウールやプランターに入れられた状態）を譲り受けた場合も重量で報告する必要があるのでしょうか。

A 大麻草を譲り受けた場合は本数で計上してください。

【大麻草栽培規制法第9条】

【栽培】

Q23 栽培していた大麻草の濃度が濃度基準を超えていたことが判明した場合どのように対応しなければなりませんか。

A 速やかに濃度基準を超えた大麻草を刈り取り、栽培を中止してください。

刈り取った大麻草の種子や枝葉を用いて、新たな栽培をすることはできませんが、刈り取った大麻草を製品にすることは可能です。

また、適切な加工許可申請がなされれば、加工を必要とする製品の製造も可能です。

【大麻草栽培規制法第12条の3第2項】

【持出し】

Q24 大麻の持出し許可はどのようなときに必要になりますか。

A 大麻を栽培地以外の場所に移動させる場合に必要になります。

例えば、他の第一種大麻草採取栽培者等に譲り渡す場合などがあります。なお、免許取得時に栽培地の数を複数登録した場合において、その栽培地間で大麻を移動させる場合でも、持出し許可を受ける必要があります。

「大麻を業務上取り扱う事務所」が同じ栽培地内に存在していれば、この場所への移動については持出し許可を受ける必要はありませんが、栽培地外であれば許可を受ける必要があります。

なお、大麻草を栽培地から持ち出して他の第一種大麻草採取栽培者等に譲渡する場合は、大麻の持出し許可に加えて、麻向法第 32 条に基づく麻葉の譲受証・譲渡証の交換が必要となります。

【大麻草栽培規制法第 11 条】

Q25 大麻の持出し許可は、大麻を栽培地外に持ち出す都度、得る必要がありますか。

A 原則、持出しの都度許可を得る必要がありますが、収穫時期など一定期間中に複数回の持出しが想定される場合は、一定期間(例えば 1 月単位)の持出し許可を事前に受けることが可能です。

この場合、持出し時期・量等に目処が立った段階で管轄する都道府県薬務主管課までご相談ください。

【大麻草栽培規制法第 11 条】

【保管】

Q26 第一種大麻草採取栽培者が採取した大麻は麻葉に当たるとのことですが、当該大麻の保管は麻向法の規定が適用されますか。

A 麻向法の規定は適用されません。第一種大麻草採取栽培者は、その所有する大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければなりません。

【大麻草栽培規制法第 12 条の 5】

【加工】

Q27 大麻草の種子、成熟した茎以外の部位(葉、花、根など)を加工することができるのですか。

A できます。加工できる部位に制限はありません。

Q28 第一種大麻草採取栽培者は法第 2 条第 4 項の規定により、大麻草から製造される製品の原材料を採取する目的で大麻草の栽培ができるとされていますが、大麻草から製造される製品とは具体的にはどのようなものがありますか。

A 飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料及び燃料と定められています。

【大麻草栽培規制法施行規則第 1 条】

Q29 大麻草の加工許可はどのような場合に必要になりますか。

A 収穫した大麻草を原材料とした製品を製造する場合や、自らが製品の製造を行わず、他の第一種大麻草採取栽培者に譲渡するために大麻草を加工する場合も加工許可が必要になります。

加工許可が不要な場合については、Q30 からQ32 をご確認ください。

Q30 大麻草を細断する行為も加工に該当するとのことですが、栽培している大麻草を収穫する際に大麻草を細断する行為も加工許可が必要になりますか。

A 必要ありません。

加工許可は収穫された大麻草を原材料とする製品を製造するために必要なものです。

Q31 大麻草を乾燥させる行為も加工に該当するとのことですが、収穫した大麻は自然に乾燥するため、そのような乾燥にも加工許可が必要ですか。

A 必要ありません。

加工許可が必要な乾燥とは人為的に乾燥させる行為（湿度、空調等を管理した部屋で乾燥する等）を指します。

Q32 大麻草の成熟した茎から精麻を生産するために大麻草を乾燥、細断する場合も加工許可が必要になりますか。

A 大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品（繊維製品等）を製造する場合、加工許可は不要です。

一方、例えば、大麻草の形状を有しない製品を製造する場合は加工許可が必要となります。

製造しようとする製品が大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有するか否かについては、以下の表を参考としてください。また、表に記載のないものについては、管轄する麻薬取締部へお問い合わせください。

【大麻草栽培規制法施行規則第7条】

表 種子及び成熟した茎の加工について

加工許可が不要な製品	加工許可が必要な製品
大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品 (例) ・精麻	大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有しない製品 (例)

<ul style="list-style-type: none"> ・おがら ・飼料(種子そのものを製品としたもの) ・七味唐辛子(種子が形状を残す程度に粉砕されたものを含む食品) ・衣類、ファブリック製品 ・麻炭 ・ヘンプクリート ・ヘンプペーパー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘンププロテインパウダー(種子をパウダー状にした食品) ・ヘンプシードオイル(CBD製品、スキンケア製品、化粧品) ・ヘンププラスチック ・ヘンプバイオディーゼル
---	---

※この表は当該製品の類型的な形状から分類したものです。実際の製品が大麻草の形状を有しているか否かで加工許可が必要か否か判断されます。

Q33 大麻草を加工して、大麻草の形状を有する製品を製造することはできますか。

A できません。

加工により製造する製品は大麻、麻薬(大麻を除く。以下同じ。)どちらにも該当してはいけません。

Q34-1 大麻草を加工して、 $\Delta 9$ -THC を含有する製品を製造することはできますか。

A 省令第1条で、麻薬に該当しないもの又は指定薬物を含有しないものに限るとされています。

そのため、製品中の $\Delta 9$ -THCの含有量が、麻向法別表第一第78号口の政令で定める基準値(※以下参照)を超えるものであれば麻薬となるため製品として製造することはできません。

【参考：麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令第2条】

法別表第1第78号口の政令で定める量は、次の各号に掲げる物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

- 1 油脂(常温において液体であるものに限る。)及び粉末 百万分中十分の量
- 2 水溶液 一億分中十分の量
- 3 前二号に掲げる物以外のもの 百万分中一分の量

Q34-2 大麻草から $\Delta 9$ -THCを抽出する行為も加工行為に該当しますが、抽出過程で生じた $\Delta 9$ -THCを用いて製品を製造することはできな

いということですか。

A そのとおりです。

Q35 第一種大麻草採取栽培者は大麻草から抽出した $\Delta 9$ -THCなどの麻薬を所持しても違法にはならないのですか。

A 麻向法第28条第1項第3号の規定により第一種大麻草採取栽培者は大麻草の加工の過程で製造した麻薬を廃棄までの間所持することができます。

Q36 個人で第一種大麻草採取栽培者免許を取得していますが、大麻草の加工は補助者を用いて行うことができますか。

A 補助者を用いて行うことができます。

Q37 第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合、加工行為は誰が行うことができますか。

A 第一種大麻草採取栽培者である法人又は団体との間に雇用関係又は使用関係にある者であれば加工を行うことができます。

Q38 例えば、加工期間を2月から7月までの6か月間と定めることはできますか。

A できません。法第12条の4第1項により加工期間は暦年の半期ごと（1月から6月まで及び7月から12月まで）と定められていますので、ご質問の期間だと2月から6月までの期間、加工許可を取得し、7月から新たな加工許可を取得しなければなりません。

Q39 加工許可申請を行いたいのですが、加工する大麻草は現在栽培中で、加工に使用する量は見込み量としか算出できないのですが、見込みの段階で申請できるのでしょうか。

A 見込みの量で申請してください。ただし、具体的な作業の見積もりに基づいて見込みの量を決定してください。

Q40 大麻草加工許可申請書の「品目」の欄は、どのように記載すればよいでしょうか。

A 省令第1条の大麻草から製造される製品のうち、具体的な品目を記載してください。

Q41 大麻草加工許可申請書の「加工の方法及び加工の過程」はどのように記載すればよいでしょうか。

A 申請書に記載した品目を製造するまでの全ての加工の過程を記載してください。

なお、最終製品が大麻、麻薬でないことの確認が求められる場合がありますので、大麻、麻薬ではないことを確認できる体制（検査体制、品質保証書の作成等）も加工の過程として確保してください。

Q42 加工許可期間中だが加工を行っていない時期でも、加工設備は大麻草の加工以外の用途に用いてはいけませんか。

A 大麻草の加工以外の用途に用いることは可能です。ただし、大麻草の加工を行った後に設備を掃除する等他の製品に大麻草等が混入しないようにしてください。

Q43-1 大麻草を加工する施設内に保管庫を設置して、加工する大麻草を保管したいのですが、大麻草を加工する施設を「業務上大麻を取り扱う事務所」とみなしてよいですか。

A 差し支えありません。

Q43-2 大麻草の加工の過程で抽出した麻薬はどのように保管しなければなりませんか。

A 業務上麻薬を取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に保管してください。

業務上麻薬を取り扱う事務所とは大麻草を加工する施設を指し、鍵をかけた堅固な設備とは重量金庫等の容易に持ち運びができない施設ができる専用の設備を指します。

【大麻草栽培規制法第12条の5】

Q44 第一種大麻草採取栽培者は所有する麻薬を加工施設から持ち出すことはできますか。

A 廃棄する場合以外は持ち出すことができません。

加工施設に重量金庫を設置して麻薬を保管し、廃棄する場合以外加工施設から持ち出すことがないようにしてください。

Q45 大麻草の加工の過程で抽出したものについて、分析をしておらず麻薬かどうか判明していないものについても麻薬と同様の保管が求められ

ますか。

A 麻薬が混入している疑いのある抽出物は麻薬として保管してください。

Q46 「大麻草の加工の過程で製造された麻薬」に大麻は含まれますか。

A 含まれません。

「大麻草の加工の過程で製造された麻薬」とは、大麻草から抽出された大麻成分や大麻草の形状を有しない状態にまで加工されたものなど、「大麻」に該当しないもので麻薬成分を含むものを指します（ Δ 9-THC を含有する物については残留限度値を超えるもの）。

【種子の譲渡】

Q47 発芽不能処理として、熱処理、燻蒸以外の方法は認められますか。

A 認められません。発芽不能処理の方法としては熱処理と燻蒸のみです。

【大麻草栽培規制法施行規則第 10 条の 2】

Q48 発芽不能未処理種子を大麻草栽培者（第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者）に譲渡する際に何か手続きはありますか。

A 大麻の譲渡と異なり、譲渡の際に必要な手続きはありません。譲り渡した、譲り受けた際は帳簿に記録してください。

Q49 同一人が複数の都道府県で第一種大麻草採取栽培者の免許を取得した場合、その複数の栽培地間での発芽不能未処理種子の譲渡譲受は何か手続きが必要ですか。

A 特に手続きは必要ありませんが、同一の者であっても免許が複数ある場合は、それぞれ別個の者とみなすため、帳簿の記載等適切に行ってください。

【大麻草栽培規制法第 21 条の 3】

Q50 第一種大麻草採取栽培者は、他の大麻草栽培者（第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者）との間で Δ 9-THC 濃度が 0.3% を超える品種の発芽不能未処理種子を譲り渡し、譲り受けることができますか。

A できます。

第一種大麻草採取栽培者が譲り受ける、譲り渡すことのできる発芽不能未処理種子に制限はありません。ただし、栽培に用いた場合は、法第12条の3第1項違反に問われる可能性があります。

【種子の輸入】

Q51 自らが栽培する目的で発芽不能未処理種子を輸入する場合、輸入する種子の品種の $\Delta 9$ -THC濃度は0.3%以下である必要がありますか。

A 必要です。

なお、種子の輸入にかかる植物防疫法上の検疫等については最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

Q52 発芽不能未処理種子を輸入する場合に、自らが栽培するのではなく、他の大麻草栽培者へ譲渡することを輸入目的とすることはできますか。

A できます。

発芽不能未処理種子の輸入目的は自らが栽培するのみではなく、他の大麻草栽培者へ譲り渡す目的も認められます。

Q53 $\Delta 9$ -THCの濃度が0.3%を超える品種を輸入する場合、品種の証明書は添付する必要がありますか。

A 「大麻草発芽不能未処理種子 輸入許可申請書」に記載の品名を確認するために必要になりますので、添付してください。

Q54 法第12条の8第1項における「免許期間満了者等」は、その事由の生じた日から50日以内に、その所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を熱処理又は燻蒸することで、発芽不能な状態とすれば、大麻草栽培者以外の者に譲り渡すことができますか。

A できません。

第12条の8第2項において、免許期間満了者等は、その所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡し、又は、廃棄しなければならないと規定されているため、たとえ、50日以内に熱処理又は燻蒸により当該種子を発芽しない状態にした場合でも、大麻草栽培者以外の者に譲り渡すことはできません。

Q55 発芽不能未処理種子を輸出することはできますか。

A 発芽不能未処理種子の輸出について大麻草栽培規制法上の規制はあ

りません。

Q56 輸入に関連して、第一種大麻草採取栽培者は大麻草の苗木を輸入することができますか。

A できません。

大麻草の苗木は麻薬です。したがって、麻薬輸入業者でなければ輸入することはできません。

【濃度検査】

Q57 栽培に使用したい大麻草の種子が濃度基準を満たしているかどうか、検査したいのですが、国や都道府県で検査してくれますか。

A 栽培に使用したい種子の証明書等がない場合は促成栽培のうえ、検査してください。検査機関については、栽培者自身で依頼してください。

【譲渡し】

Q58 第一種大麻草採取栽培者は、どのような相手方に、収穫した大麻を譲り渡すことができますか。

A 第一種大麻草採取栽培者は、他の第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻薬製造業者や麻薬研究施設の設置者に、大麻を譲り渡すことができます。相手方が、別の都道府県において免許の交付を受けた第一種大麻草採取栽培者等であっても、譲り渡すことができます。

一方で、第一種大麻草採取栽培者は、大麻を医薬品の原料の採取を目的とする第二種大麻草採取栽培者に対して譲り渡すことも、同者から譲り受けることもできません。

【麻向法第 24 条第 1 項第 4 号】

Q59 譲渡証と譲受証は、メールで交付し、電子媒体で保管してもよいですか。

A 麻薬譲受証についてはメール等で交付し電子媒体で保管しても構いませんが、麻薬譲渡証については原本交付が求められておりますので、メール等での交付はできません。麻薬譲受証を電子媒体で保管する場合は、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管してください。

【麻向法第 32 条第 2 項】

【廃棄】

Q60 法第 12 条の 8 第 1 項における「免許期間満了者等」が、これらの

事由の生じた日から 50 日以内に所有する大麻を廃棄する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 免許期間満了者等は第一種大麻草採取栽培者ではないため、麻向法第 29 条に基づき、麻向法施行規則第 10 条に規定する別記第 11 号様式の麻薬廃棄届を当該大麻の所在場所を管轄する都道府県知事に提出した上、都道府県職員の立会いの下、所有する大麻を廃棄してください。

【大麻草栽培規制法第 12 条の 8 第 1 項】

【麻向法第 29 条】

Q61 法第 12 条の 8 第 1 項における「免許期間満了者等」が、これらの事由の生じた日に所有する麻薬（大麻以外の $\Delta 9$ -THC 等）はどのように取り扱う必要がありますか。

A 免許の失効後 50 日以内に麻向法第 29 条の手続きに従って麻薬を廃棄してください。

なお、免許期間満了者等は所有する大麻又は発芽不能未処理種子を譲り渡すことができますが、加工の過程で製造した麻薬（大麻以外の $\Delta 9$ -THC 等）を譲り渡すことはできません。

第一種大麻草採取栽培者の相続人、相続財産管理人等は、第一種大麻草採取栽培者が加工の過程で製造した麻薬を発見した場合は、ただちに都道府県薬務主管課に連絡してください。

Q62 大麻の廃棄の際、一般廃棄物収集運搬業許可業者に、委託し処理場まで運搬してもらうことは可能でしょうか。

A 問題ありません。ただし、栽培地外での廃棄は、あらかじめ廃棄届を提出した上で、都道府県の職員の立会いが必要になりますのでご注意ください。廃棄後、都道府県の職員が立ち会った旨、帳簿に記載してください。なお、廃棄届の様式は都道府県によって異なっている場合がありますので詳細は都道府県薬務主管課にお尋ねください。

【大麻草栽培規制法第 12 条第 2 項】

Q63 栽培地内で大麻を廃棄する時、立会人は必要ですか。

A 大麻の不正流通防止の観点から、原則として立会人を確保の上、廃棄して下さい。この場合、帳簿に立会人の署名（又は記名押印）を記載して下さい。

【大麻草栽培規制法第 12 条第 1 項】

Q64 加工の過程により製造された麻薬の廃棄はどのように行えばよいでしょうか。

A 麻向法第 29 条に従って廃棄してください。

【帳簿】

Q65 「帳簿」は、市販のソフトウェアを利用してコンピュータ上で管理してもよいですか。

A 構いません。

【大麻草栽培規制法第 10 条第 1 項】

Q66 コンピュータを用いて作成した帳簿の訂正はどのようにすればよいですか。

A 訂正方法については問いませんが、訂正したことが記録として残るよう、備考欄に訂正内容を記載してください。

【大麻草栽培規制法第 10 条第 1 項】

Q67 大麻等の帳簿や麻薬譲渡証、譲受証は 2 年間の保存義務が課せられていますが、業務廃止をすれば、その義務がなくなるのですか。

A 業務廃止をしてからも 2 年間は保存義務が課せられていますので、大切に保管してください。

【大麻草栽培規制法第 10 条第 2 項】【麻向法第 32 条第 3 項】

Q68 帳簿は大麻、発芽不能未処理種子、麻薬ごとに分ける必要がありますか。

A まとめての記載、分けての記載どちらでも構いません。

ただし、立入検査の際などに説明を求められた場合に説明できるように整理しておいてください。

【事故】

Q69 大麻等の事故とは、どのようなことをいうのですか。

A 大麻等の事故とは、大麻、発芽不能未処理種子又は麻薬が適法な使用、廃棄等を原因とせず、大麻等が有るべきところからなくなることをいいます。例えば、大麻草を加工する際に葉や花穂の部分を紛失した、栽培中の大麻草が盗難された等があります。

【大麻草栽培規制法第 12 条の 2 第 1 項】

Q70 法第 12 条の 2 第 1 項では、所有している大麻等につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに都道府県知事に届け出なければならないとされているが、警察に通報しても当該届出が必要ですか。

A 栽培地を管轄する都道府県知事に届け出ることには法定事項ですので、警察に通報したとしても必ず届け出てください。

【大麻草栽培規制法第 12 条の 2 第 1 項】